

# 第 1 章 定数・任用

## つがる西北五広域連合職員定数条例

	平成 11 年 4 月 1 日
	条 例 第 4 号
改正	平成 15 年 3 月 27 日
	条 例 第 1 号
改正	平成 18 年 3 月 24 日
	条 例 第 1 号
改正	平成 22 年 3 月 29 日
	条 例 第 1 号
改正	平成 24 年 3 月 27 日
	条 例 第 2 号
改正	平成 27 年 3 月 30 日
	条 例 第 3 号
改正	令和 2 年 3 月 26 日
	条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 172 条第 3 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 この条例において「職員」とは、広域連合長、議会、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局並びに病院事業の管理者（以下「病院事業管理者」という。）の権限に属する事務を処理するための組織である病院、診療所及び病院運営局に勤務する一般職の地方公務員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員をいう。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定により期限付きで採用された職員
- (2) 法第 22 条の 2 第 1 項の規定により任用された会計年度任用職員
- (3) 法第 22 条の 3 第 4 項の規定により任用された臨時的任用職員
- (4) 法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- (5) 法第 28 条第 2 項又はつがる西北五広域連合職員の分限に関する条例（平成 24 年 つがる西北五広域連合条例第 6 号）第 6 条の規定により休職された職員
- (6) 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職に任用された職員
- (7) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書きの許可又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書きの許可を受けた職員
- (8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の承認を受けた職員
- (9) 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により任期付採用又は

臨時的任用された職員

(10) 他の地方公共団体へ派遣された職員

(平成24年条例2・令和2年条例 一部改正)

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

区 分	定 数
広域連合長、議会、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局の職員	10人
病院事業管理者の権限に属する事務を処理するための組織である 病院、診療所及び病院運営局の職員	720人
合 計	730人

- 2 前条第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、当該復職し、又は職務に復帰した会計年度を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

(平成15条例1・平成18条例1・平成22年条例1・平成24年条例2・平成27年条例3・令和2年条例 一部改正)

(職員の定数の配分)

- 第4条 前条に掲げる職員の定数の広域連合長、議会、監査委員及び選挙管理委員会の各事務部局への配分は、広域連合長が定める。

(平成24年条例2・一部改正)

(兼任)

- 第5条 第3条の職員は、各任命権者の協議により兼任させることができる。  
この場合におけるこれらの職員については、定数外とする。

(令和2年条例 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。